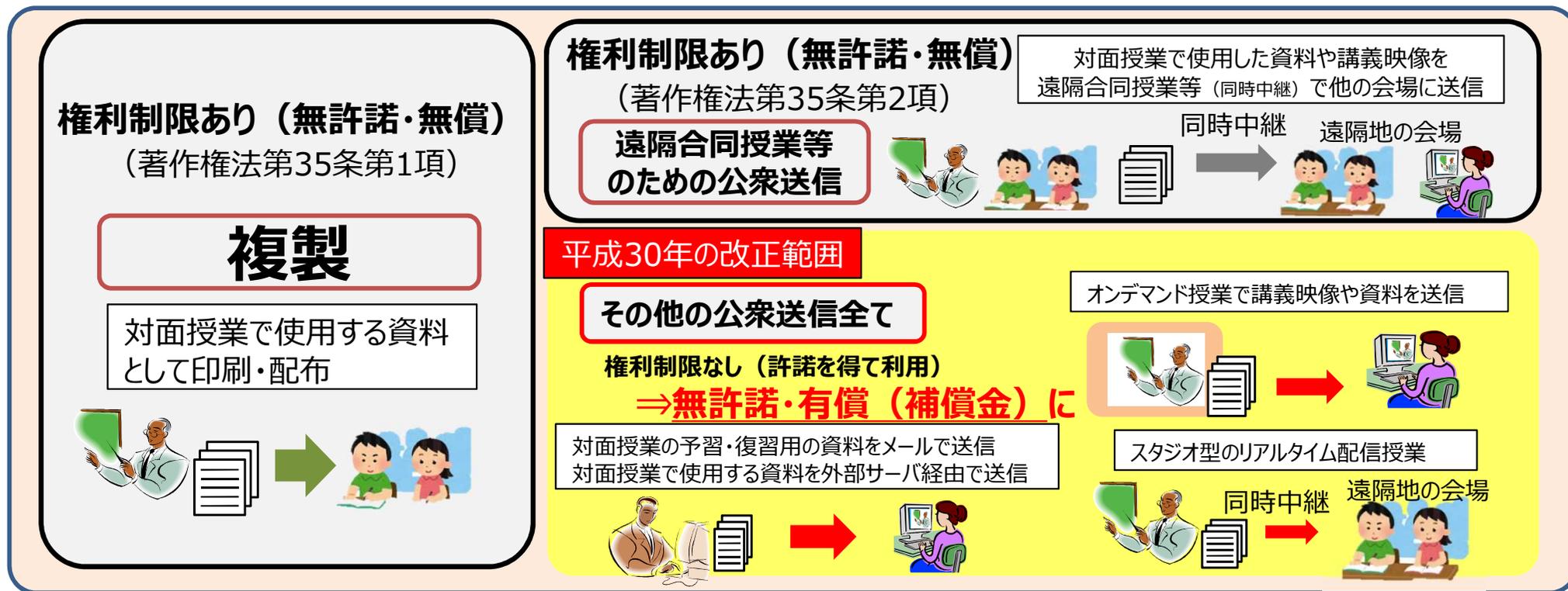


- 従来より、教育機関の授業の過程における著作物の利用は、①**対面授業のために複製すること**や、②**対面授業で複製等したものを同時中継の遠隔合同授業等のために公衆送信すること**は、著作権の権利制限規定（第35条）により、**無許諾で可能**であった。
- 一方、従来は、**その他の公衆送信は権利者の許諾が必要**となっていたため、教育関係者から、権利処理の煩雑さなどから、学校等におけるICTを活用した教育において教育上必要な著作物が円滑に利用できていないとして、著作権制度等の見直しを求める声があった。
- このため、平成30年に**著作権法を改正し、「その他の公衆送信」について、補償金を支払うことにより、無許諾で可能**とした。

学校等の授業の過程における著作物の利用の取扱い



法案成立後の流れ

- 平成30年5月 著作権法の一部を改正する法律（平成30年法律第30号）の成立（5月18日）、公布（5月25日）
（第35条関係規定は、法律公布日から3年を超えない範囲内で政令で定める日（令和3年5月24日）までに施行とされている。）
- 平成31年2月 文化庁の指定管理団体として、授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）を指定。
- 令和元年度～ SARTRASが、令和3年4月からの施行を目指し準備。また、改正法の運用指針（ガイドライン）について教育関係者と調整中。
- 令和2年度 SARTRASにおいて、**令和2年度に限って、補償金額を特例的に無償として申請**することを決定（令和2年4月6日）。
新型コロナウイルス感染症の流行に伴う遠隔授業等のニーズに対応するため、**当初の予定を早めて、令和2年4月28日から施行**。

平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」について

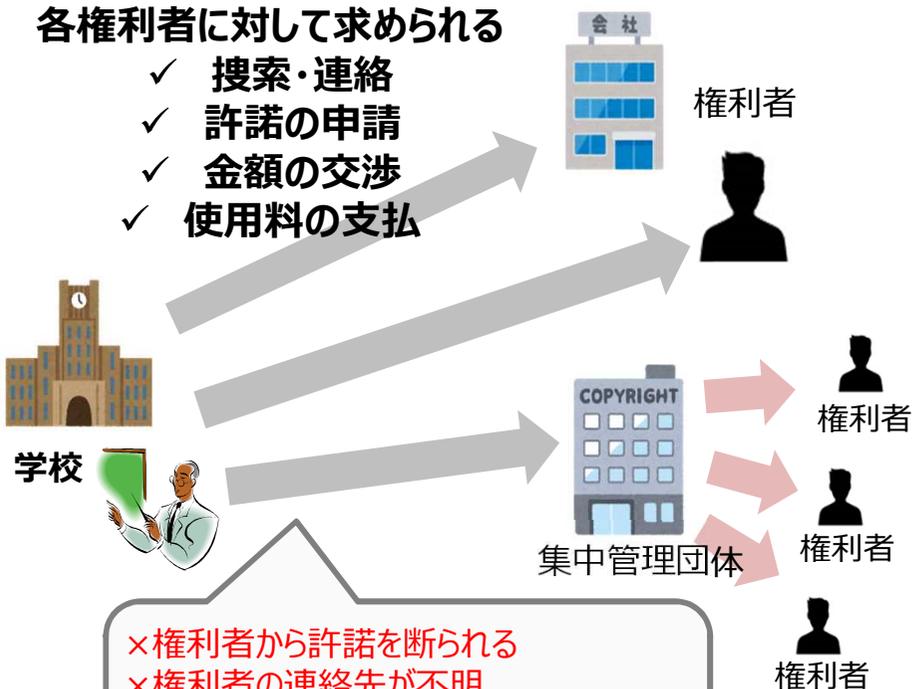
学校等の授業の過程における、**遠隔合同授業等以外の公衆送信**により著作物を利用する場合

改正前

著作物毎に、利用の都度許諾を得ること
対価を支払うことが必要

各権利者に対して求められる

- ✓ 検索・連絡
- ✓ 許諾の申請
- ✓ 金額の交渉
- ✓ 使用料の支払

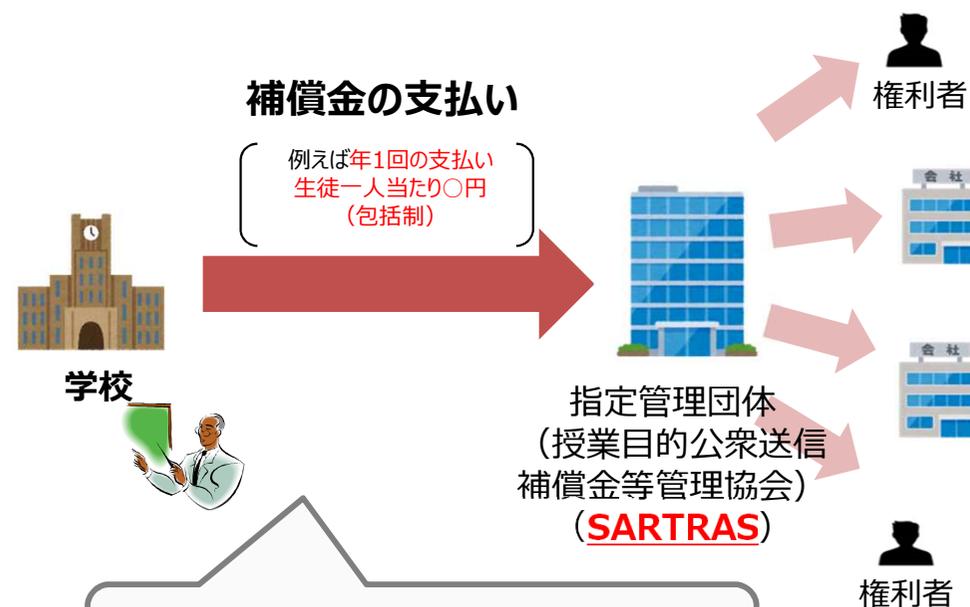


- ×権利者から許諾を断られる
- ×権利者の連絡先が不明
- ×集中管理されていない権利者が多い
- ×手続きが煩雑で授業に間に合わない

改正後

権利制限により、ワンストップの窓口にて
一定の補償金を支払えば著作物を適法に利用可能

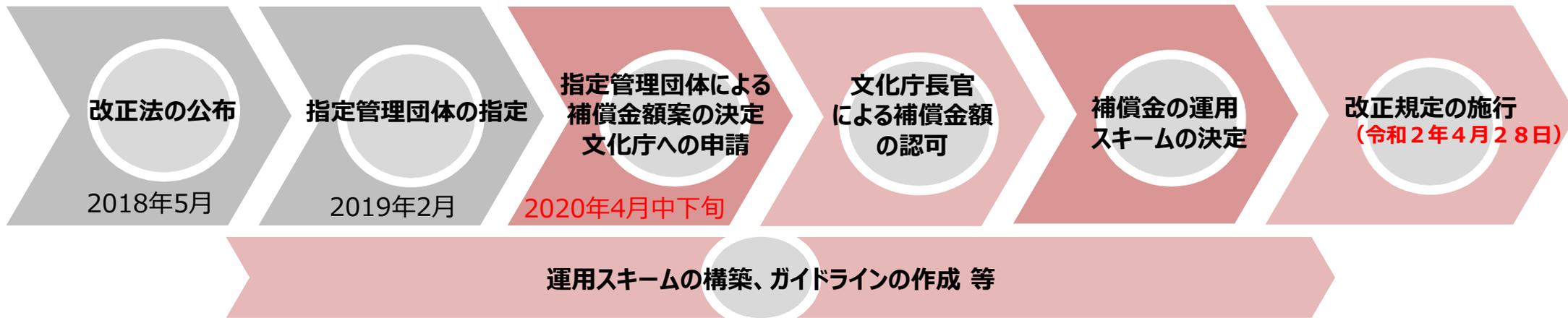
※補償金額については、補償金徴収分配団体が教育関係者からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可する。



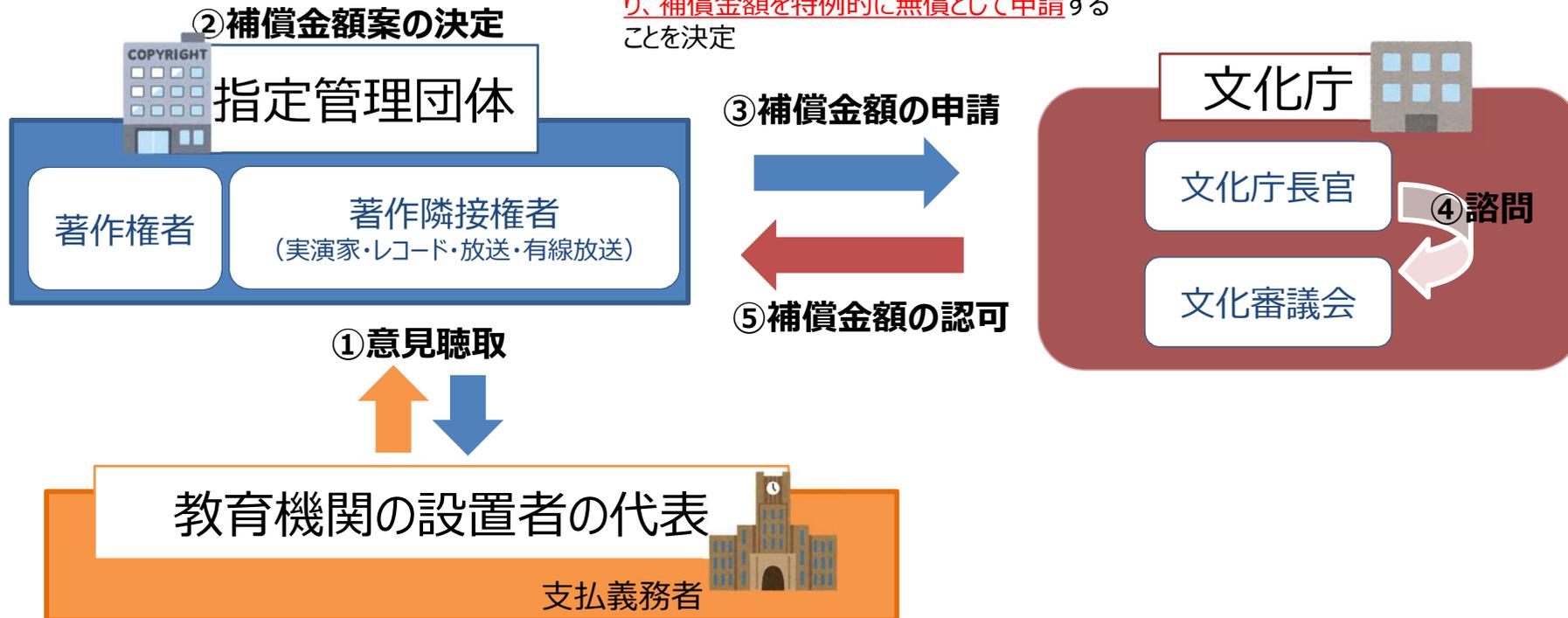
- 権利者に許諾なく自由に利用可能
- 簡便かつ迅速な手続きで利用可能

授業目的公衆送信補償金制度開始までの流れ

制度開始（施行）までのプロセス



補償金額の決定プロセス



「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行に向けた経緯・今後の見通し

3月4日 文部科学省における一斉臨時休業の要請を受け、文化庁から関係団体に対し、現行著作権法下における円滑な著作物利用のための格別のご配慮を要請
⇒ これに基づき、主要な団体においては、無償許諾などの配慮を積極的に実施

3月10日 日本教育工学会等から指定管理団体（一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会）に対し、「授業目的公衆送信補償金制度」の速やかな施行などを要望

3月25日 文化庁から指定管理団体に対し、「授業目的公衆送信補償金制度」の早期施行の検討を要請

3月30日 7国立大学及び国立情報学研究所から文化庁及び指定管理団体に対し、早期施行を要望

3月31日 自民党において「緊急経済対策第三弾への提言」をとりまとめ

（前略）平成30年著作権法改正による授業目的公衆送信補償金制度について、令和2年度は補償金額を特例として無償としつつ、令和2年4月中の施行を目指すこと

4月6日 指定管理団体において、令和2年度に限り、補償金額を特例的に無償として申請することを決定

4月7日 文部科学省として正式に「授業目的公衆送信補償金制度」を4月中に施行することを発表

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定

（前略）授業目的公衆送信補償金制度について、教育現場の負担に十分に配慮した形で、本年4月中からの暫定的な運用開始を目指す。

（以下は今後の見通し）

4月上中旬 指定管理団体が、補償金額について教育機関の設置者を代表する団体から意見聴取
「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」において、運用方針等を議論・とりまとめ

4月中下旬 指定管理団体からの補償金額の認可申請を受けて、文化審議会で審議 ⇒ 文化庁長官による認可

4月28日 平成30年著作権法改正による「授業目的公衆送信補償金制度」が施行

以下、参考資料

指定管理団体について

授業目的公衆送信補償金は、文化庁長官が指定する指定管理団体（全国を通じて1個に限る）のみが権利行使できることが予定されている（第104条の12）。

➔ 平成31年2月15日に「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会」が指定管理団体として指定された。

（同協会は、教育分野に関係する権利者団体39団体により平成28年9月に設立された「教育利用に関する著作権等管理協議会」を母体とし、平成31年1月22日に設立された。なお、「教育利用に関する著作権等管理協議会」は、文化審議会著作権分科会において、著作権法第35条の権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合に、補償金の徴収分配の受皿となる団体を設立して必要な準備に当たる旨の方針を表明していた。）

協会の概要

名称：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

英名：Society for the Administration of Remuneration for
Public Transmission for School Lessons

略称：SARTRAS（サートラス）

設立：2019年1月22日設立

代表理事：土肥一史

（弁護士、吉備国際大学大学院知的財産学研究科特任教授）



〔目的〕

本会は、著作者、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者の権利を有する者（以下「権利者」という。）のために、授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）を受け取る権利又は複製権等の許諾権を行使し権利者に分配することによって、教育分野の著作物等の利用の円滑化を図るとともに、あわせて著作権及び著作隣接権の保護に関する事業等を実施し、もって文化の普及発展に寄与することを目的とする。

〔実施する事業〕

- (1) 著作権法（以下「法」という。）第104条の1 3第1項に基づき文化庁長官に認可を求める補償金の額の決定、徴収及び分配その他補償金を受け取る権利の行使に関すること
- (2) 著作権又は著作隣接権の管理業務に関すること
- (3) 著作権制度の普及啓発及び調査研究
- (4) 著作物の創作の振興及び普及
- (5) 著作権及び著作隣接権の保護に関する国際協力
- (6) 教育における著作物等の利用に関する調査研究
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

社員一覧

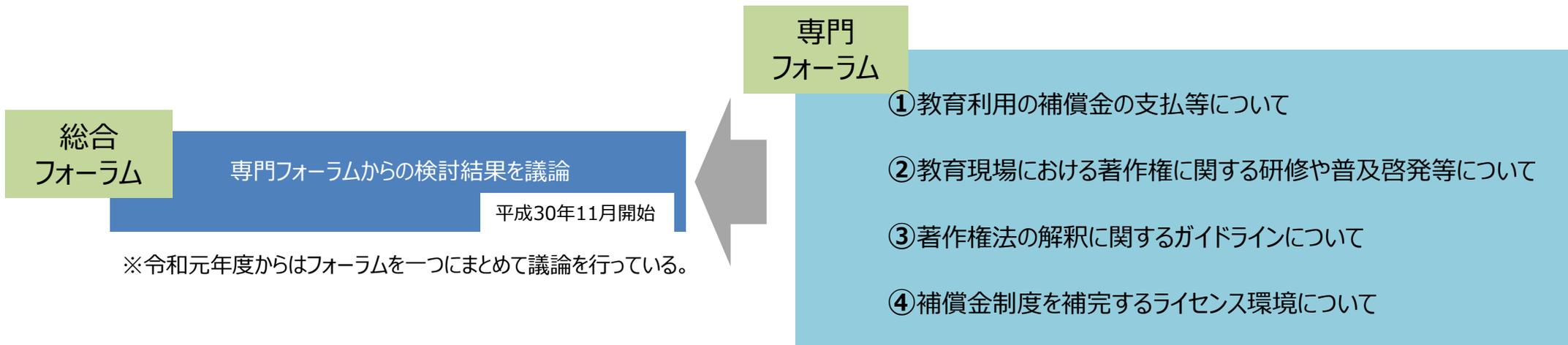
（令和2年1月末時点）

社員	構成員団体
新聞教育著作権協議会	一般社団法人新聞著作権管理協会
言語等教育著作権協議会	一般社団法人学術著作権協会 公益社団法人日本文藝家協会 協同組合日本脚本家連盟 協同組合日本シナリオ作家協会
視覚芸術等教育著作権協議会	一般社団法人日本写真著作権協会 一般社団法人日本美術著作者連合 公益社団法人日本漫画家協会
出版教育著作権協議会	一般社団法人日本雑誌協会 一般社団法人日本書籍出版協会 一般社団法人自然科学書協会 一般社団法人日本医書出版協会 一般社団法人出版梓会 一般社団法人日本楽譜出版協会 一般社団法人日本電子書籍出版社協会 日本児童図書出版協会
音楽等教育著作権協議会	一般社団法人日本音楽著作権協会 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 一般社団法人日本レコード協会
映像等教育著作権協議会	日本放送協会 一般社団法人日本民間放送連盟 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

著作物の教育利用に関する関係者フォーラム

権利者団体と教育関係者が共同してフォーラムを設置し、文化庁・文部科学省、有識者等より助言を得つつ、改正法に基づく制度の構築をはじめとする環境整備に取り組んでいる。

昨年度より①補償金の支払等 ②教育現場における普及啓発 ③著作権法の解釈に関するガイドライン ④補償金制度を補完するライセンス環境について検討がなされ、今年度は③を中心に議論が進められている。（令和元年度は計8回開催）



(構成団体・構成員例)

利用者側

(総合フォーラム委員)

全国都道府県教育委員会連合会
全国市町村教育委員会連合会
日本私立小学校連合会
日本私立中学高等学校連合会
一般社団法人国立大学協会
日本私立大学団体連合会
一般社団法人公立大学協会
国立高等専門学校機構
全国公立短期大学協会
全国専修学校各種学校総連合会
その他 有識者 関係団体 等

権利者側

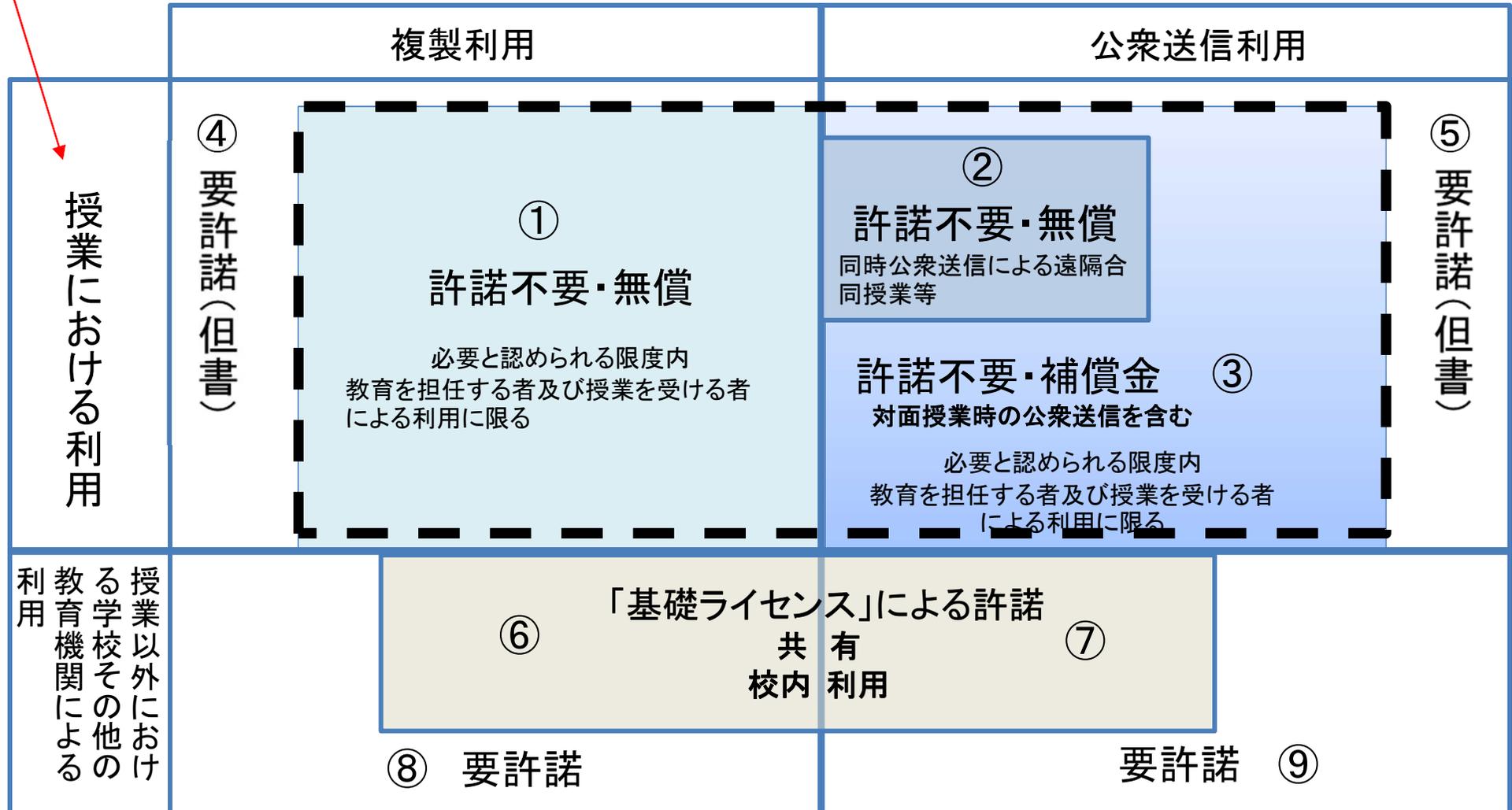
一般社団法人日本写真著作権協会
一般社団法人日本書籍出版協会
日本放送協会
協同組合日本脚本家連盟
一般社団法人日本雑誌協会
公益社団法人日本芸能実演家団体協議会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
一般社団法人日本音楽著作権協会
一般社団法人日本レコード協会
一般社団法人日本民間放送連盟
一般社団法人日本新聞協会
一般社団法人日本美術著作権連合
公益社団法人日本文藝家協会
一般社団法人学術著作権協会

著作権法の解釈に関する運用指針（ガイドライン）について

※この図は、著作物の教育利用に関する関係者フォーラムの場で検討中のため、今後修正される可能性があります。

改正著作権法35条

教育機関における利用と権利制限・補償金との関係整理



※ただし、他の権利制限規定により許諾不要・無償で利用できる場合もあります。

「改正後著作権法第35条運用指針策定に関する論点整理」の公表はコチラ➡URL: <https://forum.sartras.or.jp/info/003/>

著作権法第35条第1項の規定

(学校その他の教育機関における複製等)

第三十五条 ①学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)
において②教育を担当する者及び授業を受ける者は、③その授業の過程における利用
に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において、公表され
た著作物を④複製し、若しくは公衆送信(自動公衆送信の場合にあつては、送信可能化
を含む。以下この条において同じ。)を行い、又は公表された著作物であつて公衆送信
されるものを受信装置を用いて公に伝達することができる。⑤ただし、当該著作物の種
類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし
著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(※) 別途、著作権法第32条(引用)の規定によって自由に利用できる場合もある。

(例: オンライン授業において、絵画などを画面に表示しながら、口頭で解説・批評を行う)

著作権法第35条第1項における主要要件

① 対象施設

学校その他の教育機関(営利を目的としないもの) ※ 塾・予備校(認可なし)は×

② 対象主体

教育を担任する者(教員等) + 授業を受ける者(児童・生徒・学生等)

- ※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことも可
- ※ 教育委員会等の組織が主体となるのは×

③ 利用の目的・限度

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度

- ※ 教育課程外の教育活動(例:部活動)も含まれるが、職員会議などは×
- ※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×
- ※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

④ 対象行為

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達

⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと

- ※ ドリル・ワークブックなど、児童生徒等の購入を想定した著作物のコピー・送信は×
- ※ 授業を受ける者に限らず誰もが見られるようにインターネット上に公開するのは×